

宮島 喬著

## 『外国人の子どもの教育』

— 就学の現状と教育を受ける権利 —

評者：池上 重弘

本書は、外国人の子ども、あるいは外国につながる子ども\*のうち、とくにニューカマー外国人の子どものための教育をめぐる課題について、社会学者である著者が1990年代初頭からの長年にわたる調査と考察の成果をまとめたものである。著者は文化的・社会的背景を異にする外国人の子どもへの教育の保障のために以下の三つの基本課題を提示する。すなわち、(1)ホスト国言語の能力および必要な基礎学力、(2)母語・母文化の教育の保持・発展、そして(3)文化尊重、文化理解の環境整備である。これらの課題をめぐっては、ニューカマー外国人が増加した1990年代以降、国（とくに文部科学省）や地方自治体の施策として進展した点がある一方、依然として解決されていない部分も多々残っている。まず7つの章の構成に沿って、著者の論考の概略を紹介する。

第1章「外国人の子どもの就学とその挫折—文化資本の変換の成否と動機づけの問題」（2002年初出）は、神奈川県下で1998-99年に行われた外国人中学生・高校生へのインタ

\* 著者は「外国につながる子ども」を含んで「外国人の子ども」という表現を用いている。評者もその用法に従う。

ビュー調査結果をもとに、文化社会的アプローチを理論的視点としながら、ニューカマーの子どもの就学状況、学習への態度、学習の難易の社会文化的背景と要因について考察している。著者はP.ブルデューとJ.C.パスロンによる「文化資本」を動的に概念化し、単にストック的な資本だけでなく編成的な資本の作用にも注意を向け、行為における多様な変換の可能性とそこにはらまれている戦略性に注目する。こうした視点からの先行研究として家族移民が増加した1970年代後半以降の欧州の研究を取り上げ、文化資本のうちでも編成的資本や社会関係資本を重視する傾向があると述べる。

翻って日本のニューカマー外国人の子どもたちについてみると、母国と日本の間では不連続性が顕著で、先行者からの文化資本の継受がほとんどなく、親からの文化資本を生かすにも社会・文化の差が大きいと指摘している。学習言語としての日本語は習得の障壁が高く、子どもにとってはあらゆる教科に影響する。親にとっても日本語は壁であり、滞在が長期にわたる外国人の家族であっても、子どもの教育への家族の関わりは薄く、地域学習室で受けるボランティアの指導がその不利を補う戦略のひとつとなる。子どもが将来どのような職業を目指すかは本人の選択に加えて社会関係資本が関係するが、ニューカマー外国人の場合、ロールモデルとの遭遇機会に乏しいため実現性の高いキャリアコースを志向できないことが多い。著者はこの点を明らかにした上で、文化資本、編成資本上で子どもたちに不利をもたらしている諸条件を緩和する改革として、学習言語日本語の見直し、カリキュラム改革、家族への働きかけと支援等の必要性を指摘する。

『就学を希望する者のみ』でよいか」といういささか挑発的なタイトルのついた第2章は、

外国人を就学義務の外に置くことの意味と問題点を論じている。まず、統計資料の分析から義務教育年齢の外国人のうち不就学者は5%から1割に達するとの推計が示される。欧米諸国の多くでは特定年齢の子どもには国籍にかかわらずなく就学の義務を課しているが、日本政府は日本国民の育成を主旨とする義務教育を外国人の子どもにも及ぼすのは適当ではないとの立場を取る。著者はその背景にある歴史的経緯をたどった上で、1991年の日韓覚書以後、在日韓国家庭への就学案内送付が始まり、他の外国人にも準用されるようになった点を就学保障への第一歩と認めるものの、学齢のズレや学齢超過者の扱いには課題が残るとも述べる。

さらに、外国人が就学義務の外に置かれているため、外国人の教育を受ける権利をなるべく保障しようという姿勢が教育委員会や学校に徹底していない事例を複数挙げている。著者は2006年の文部科学省通知「外国人児童生徒教育の充実について」による就学案内の徹底、手続き時の居住地確認方法の弾力化等を評価する一方、2013年の新外国人在留管理制度により非正規滞在者とされた家庭には就学案内は送付されないことを危惧する。著者は外国人への就学義務化の必要性を説くのみならず、外国人が教育を受ける権利を洩れなく享有し、行使できるよう教育委員会と学校が責任感と義務感をもって働きかけ、皆就学の実現のために義務化が必要であると主張している。

第3章「教育を受ける権利と学校選択・教育選択」は、義務教育の対象をいわゆる「一条校」に限定する現行システムをめぐる批判的考察である。外国人保護者が一条校以外の学校を選択する理由を整理した上で著者は、マイノリティにとって学校選択はホスト社会のなかで周辺化され、維持困難な文化とアイデンティティ習得、

伝達のを確保する企てだと説明する。学校選択は文化選択を含む教育選択であることを尊重し、非一条校であっても各種学校認可を受けるなどなんらかの基準をクリアすれば一条校に準ずるとみなし、高校以上への受験資格も認めてゆくなどの改善が必要であると主張している。定住者の増加を見据えて、外国人学校においても母語・母文化の学習と並んで、日本社会で安定して生きる力を身につけるため日本語や日本文化等の学習との両立が求められると著者は述べる。一方、公立学校においても、国際教室に“多文化”教室の機能を付して放課後には母語・母文化教室に変えるなど、ユニリンガル、ユニカルチュラル世界から脱する試みを提唱している。

近年、外国人の高校在学率は少しずつ上昇しているが、日本人と比較するとはるかに低率である。第4章「高校進学と進路保障のために」は、神奈川県の特入試制度を視野に入れながら、主にニューカマー外国人の高校進学の可能性と問題点を考察する。高校進学は必要との認識は広がりつつあるが、学力面では高校での学びに十分なレベルに達していない場合も多い。それでも、たとえば神奈川県では特別入試制度や進学ガイダンスなど、進学へのポジティブアクションが取られている。定員一杯まで合格させる脱適格者主義の方針で生徒を受け入れる自治体が多く、高校でも日本語指導、学習支援の必要が生じている。神奈川県では、教員の定数措置（配当）、非常勤講師配置、地域サポーター派遣等の対応をとり、多文化教育コーディネーター派遣をNPOに依頼しているが、生徒数に比してこれらの対応では不十分である。平均的な日本人生徒の学力に追いつくことを目標とする支援だけではなく、二言語的ポテンシャルなど多様な文化的背景を持つ外国人生徒の能力開花につながる支援も求められる。著者はまた、

高校進学後の課題として、就職活動時の外国人差別と大学入試でのポジティブアクション及び配慮された奨学金の不足を挙げている。

第5章「外国人の子どもにみる三重の剥奪状態—貧困・家族・教育」は、金銭的貧困が機会の貧困、時間的貧困、関係性の貧困へとつながってゆく変換とそのメカニズムを試論的に検討している。著者はまず、多くの外国人の就労形態はパート、時給形式の直接雇用、派遣・請負のような間接雇用であり、非正規雇用ゆえの貧困状態にあることを論証する。次に著者は外国人家族の呈する危機として以下の3タイプを挙げる。第一の出稼ぎ型は南米系に多く、夫婦で就労し残業も厭わないため収入は少なくないが、親子の接触時間は少なく、親子の精神的つながりがうまく保てない場合がある。第二は日本人男性とアジア人女性との異国籍結婚が破綻した結果生じる生計手段を欠く不安定な母子世帯で、子どもの就学に影響する例も多い。第三はアジア系の多くのニューカマーに共通するもので、家族自身が日本社会と交わりが少なく、学校制度をよく知らず、子どもへの有意義な助言や支援ができないことがある。この場合、親の子ども依存や親による子どもへの不適切な要求や指示といったネガティブな関係も生じる。

さらに著者は外国人の子どもの就学と学習達成には次の四つの阻害要因が働くと指摘する。すなわち、(1)就学義務不適用による就学への働きかけや配慮の欠如、(2)日本語習得の壁、学校文化への不慣れ、(3)保護者の教育制度への無知、学習支援のなさ、(4)子どもに精神的サポートを与える統一的・安定的家族生活の欠如である。以上をまとめて著者は、親の経済的豊かさ・貧しさ、子どもを保護し支援する家族の統合性、学校教育への参入と成功の難易という三つの次元からみて、外国人の子どもの剥奪状況は重層

化し、かつ悪循環のループで結ばれていると結論づける。

第6章「移動・家族生活・学校と『子どもの権利』」では、「子どもの権利条約」に表明されている精神が、外国人の子どもが家族関係、社会化過程、学校教育において直面する権利と保護の問題の認識と判断にどのような視点を提供するかを問うている。同条約には国際移動の時代を反映して移動や異文化適応のなかの子どもの人権にかかわる規定が多く、条文においても締約国の「管轄内にある子ども」という言葉がしばしば用いられる。これは「内外人平等の原則」の子ども版であり、この精神に則れば就学義務は国籍を問わず日本在住のすべての子どもに適用されるべきことが導かれる。さらに、親子の在留資格は切り離して考えるべきであり、親が在留資格を失っても学齢期の子どもは合法的に滞在できるようにすること、出生時の状況により無国籍となることがないように配慮が必要ながことが主張される。家族再結合の権利は人道重要だが、一方で自己の意見をもつ力のある子どもの「意見表明権」も尊重されなければならないと論じている。

第5章で取り上げた家族関係に恵まれない子どもたちについては、親を中心とした家族の役割維持の重要性が説かれ、そのための行政による支援が重要とされている。また、子どもの教育の権利をめぐる条文に照らしたとき、就学義務の不適用、義務教育段階での諸経費負担等が問題の俎上に上がる。「親と子ども自身の文化的アイデンティティ、言語、価値の尊重、子どもの出身国の国民的価値の尊重、自己の文明と異なる文明の尊重」という多文化教育の中心的ポイントを示した条文の精神によれば、日本の公教育における多文化への配慮の欠如が浮き彫りになり権利実現に向けた対応が望まれるし、

外国人学校への支援の必要性も再確認できると著者は述べる。

最後の第7章「日本的『多文化共生』を超えて—日本の現在・ヨーロッパとの比較も視野に」では、行政用語としても定着した「多文化共生」の理念と施策をヨーロッパとの対比を通じて検証し、相互的な理解・承認と自己相対化にもとづく多文化共生への転換を説く。著者はまず欧米の「多文化主義」や「文化多元主義」の概念について議論し、単なる異文化への寛容ではなく、肯定的理解に努め一定の制度的・法的対応を行うことを意味する「文化的承認」や、経済的不平等や貧困の問題を踏まえた上で実質的な平等達成を意図する「衡平」(equity)というキーワードに光を当てる。

著者によれば、日本的「多文化共生」の施策は日本語能力が十分でない外国人への対応としての側面が色濃く、その発想を教育面に適用すると、日本語指導の重要性が強調され、二言語的・二文化的背景のもとにある子どもの文化的可能性を尊重する方向は出てこない。日本では文化的承認や相互的な文化変容という考え方は弱く、日本語指導や日本の学校教育への適応指導が先行する。また、外国人家庭の置かれている経済的劣位性や不平等性についてリアルに捉えられることは少ないため、社会経済的な支援や改革が要求される。相互的变化という多文化共生の基本に立ち戻り、最後に著者は三点の課題を提示する。すなわち、(1)「一条校主義」と表現しうる日本的な教育制度の変化と、学校のなかでの多文化教育プログラムの実現などカリキュラムの見直し、(2)「人」つまり教育を担うエイジェントの多文化化、そして(3)衡平・公正の理念に沿った学習支援と制度改革である。

以上が本書の要約である。以下では残された

紙幅のなかで評者のコメントを四点記したい。

本書の第一の価値は、瞬間風速的な記述と分析に留まらず、著書の二十年近い調査と考察の蓄積の上に、日本における外国人の子どもを取り巻く問題を捉えることができる点である。1990年代末のインタビューで語られた内容とほぼ同じ語りを2015年の今も外国人の子どもの口から聞くことがある。かれらをめぐる状況が変わらないばかりか、さらに悪化している面もあり、就学の義務化など抜本的改革が求められるという著者の主張にはうなづける点が多い。他方でここ数年、大学に進学するニューカマー外国人の子どもたちも増えてきており、なかには後進の中高生の学習支援に携わる者も現れてきた。ロールモデルとの出会いも新たな段階に到っているとの感を持つ。

第二の価値は、欧米の状況に関する研究成果を踏まえて日本の状況を考察している点である。日本の多文化共生教育を扱う研究は国内の状況しか視野に含めない場合が多いが、とりわけ欧州の状況に詳しい著者はその豊富な知見と研究蓄積をもとに、日本における外国人の子どもの置かれている状況に多様な角度から光を当てる。第1章と第7章はとくにこの点が首尾良く成功しており、欧州の状況に必ずしも明るくない読者も欧州との比較に十分納得しながら読み進むことができるであろうと思う。

第三の価値は、本書全体を貫く文化社会的アプローチである。第1章では文化資本のうち、編成的資本や社会関係資本を重視するヨーロッパの移民家族をめぐる研究が紹介されているが、第1章でのインタビュー結果の分析のみならず、その後の第4章や第5章でも、高校進学や高校卒業後の進路開拓において社会関係資本の重要性が指摘される。入試の特別措置のような制度改革を行っても、この情報に触れ、自分の問題として引きつけ、そこにチャレンジし

てゆくには、外国人の子どもの側の社会関係資本も重要な意味を持つことが明示されている。豊かな社会関係資本を活用できる生徒を増やすためには、ロールモデルとの出会いによるモチベーション支援の充実も大切であろう。

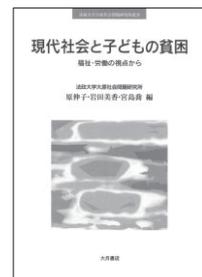
最後にひとつ、ないものねだりを承知で、評者が本書に求めたかった論点を挙げたい。それは、公立学校におけるマジョリティ生徒（日本人生徒）も対象とした「市民性」教育のあり方である。著者は本書の随所で欧米諸国で実施されている反差別のメッセージを明らかにした

「市民性」教育について言及している。『外国人の子どもの教育』という本書のタイトルからすれば、それは別稿として扱うべきなのかもしれないが、「市民性」教育は多文化共生教育のひとつの重要な柱であることは間違いない。次の機会にこの点の論考が展開することを期待したい。（宮島喬著『外国人の子どもの教育——就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会、2014年9月、xi+268+xi頁、2,800円+税）（いけがみ・しげひろ 静岡文化芸術大学文化政策学部教授）

# 大原社会問題研究所叢書

## 『現代社会と子どもの貧困 ——福祉・労働の視点から』

2015年 原 伸子・岩田美香・宮島 喬編  
大月書店



### 『労務管理の生成と終焉』

2014年 榎一江・小野塚知二編著 日本経済評論社

### 『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』

2013年 法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝編著 法政大学出版局

### 『福祉国家と家族』

2012年 法政大学大原社会問題研究所・原伸子編著 法政大学出版局

### 『農民運動指導者の戦中・戦後—杉山元治郎・平野力三と労農派』

2011年 横関至著 御茶の水書房